

議案第11号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第10号及び第11号中「大学」の次に「、大学院」を加える。

第5条の表修学資金の項中13を14とし、9から12までを1ずつ繰り下げ、8の次に次のように加える。

9 大学院に修学する期間中 月額 132,000円（博士課程にあつては、183,000円）

第5条の表就学支度資金の項中「設置する大学」及び「の大学」の次に「、大学院」を加える。

第19条第1項第2号中「大学」の次に「、大学院」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条、第5条の表及び第19条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があつたものから適用し、同日前に貸付けの申請があつたものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、修学資金及び就学支度資金の貸付対象に大学院において修学し、又は大学院へ入学するために必要な資金を加える必要がある。